組合通信
あゆみ
第 98 歩 2018 年 4 月号

鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254　茨城県神栖市太田 523-27
TEL 0479-46-0444
組合HP　http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/

▸新年度となりました、加入・更新の手続きを忘れずお願いいたします

労災保険の加入・年度更新

労災保険への加入は原則として**一人でも労働者（社員や技能実習生）を雇用する事業主すべてに適用**され、**雇用形態は関係なく**、また保険加入の手続を行った上で保険料を納付することが義務付けられるいわゆる強制保険です。技能実習生も必ず加入していただく必要があります。

＜加入＞ 事業主は**労働者を雇い入れた日から１０日以内**に所定の保険関係成立届を労働基準監署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

＜更新＞ １年分をまとめて前払いになっています（場合により３回分割払いも可）**毎年４月～３月の期間での、労働者への見込み支払い賃金をもとに、概算保険料を算出**して、申告により、前年度の支払済み保険料と過不足分を相殺して、保険料を清算する仕組みとなっています。**（６月ごろに労働基準局より書類が送られてきます）**

加入・更新に関し不明な点がありましたら、組合担当者（秋葉）へご連絡ください。

３６協定の届け出はお済でしょうか？

制度を理解し、遵守するようお願いいたします

36 協定は、1 人でも法定労働時間を超えて勤務させる外国人技能実習生（社員）がいれば届け出ないといけません。企業間の競争が激化するなかで、今や残業や休日出勤が全くない企業というのは珍しく、多くの企業にとって 36 協定は無視することのできない存在となっています。36 協定は届け出を怠ると**労働基準法違反**となってしまいます。必ず**作成、締結して、労働基準監督署に届け出**をお願いいたします。

届け出に関し不明な点がありましたら、組合担当者（秋葉）へご連絡ください。

▸技能実習生のゴールデンウィークの過ごし方への注意

技能実習生の休暇の過ごし方は、**事故・トラブル防止**のため、受入企業の皆様からも**十分な注意指導**をお願いいたします。

- 夜 8 時以降の外出や、他の技能実習生の宿舎への外泊は禁止です。
- 友達または技能実習生同士などとの遠出（居住地域外）は原則禁止です。**必要ならば、必ず受入れ先企業への許可を得る**ように徹底してください。
- 技能実習生同士が集まっての**飲酒はトラブルの原因**となります。時間などのルールを守り、受入企業の許可を得たうえで、**近所や他人の迷惑にならないよう**にさせてください。
- 事故を防止するため自転車の乗り方には気を付けさせてください。**（ヘルメットは必ず着用）**
- **ギャンブル行為の禁止**を徹底してください。
- **アルバイトは絶対にしない**よう指導し、様子を把握してください。

以上の点につきまして注意・指導いただけますよう、よろしくお願いいたします。

▸日本語能力試験の申込受付がはじまりました

今年度、第一回目（年二回）の日本語能力試験の申込受付がはじまりました。この試験の学習は、日常でも役立たせることのできる大変有意義なものです。実習生の皆さんの積極的な受検を期待します。お問い合わせ、お申込みについては組合指導員までご連絡ください。

試 験 日：２０１８年７月１日（日）
申込受付：２０１８年４月２５日（木）まで

日本語能力試験 JLPT Japanese-Language Proficiency Test

▸ 実習生の失踪防止対策について

実習生の**失踪防止**のため、当組合におきましても**定期巡回指導等を通して、実習生の状況把握**をしておりますが、毎日身近で接している各受入企業様が一番様子がわかるものです。
ぜひ、以下の点に留意していただければと思います。

① **会話**を通して**コミュニケーション**を図る
② 何でも**相談できる雰囲気**を作る
③ 暴力・暴言・セクハラは絶対にしない
④ **雇用契約書に従って適正に賃金を支払う**
⑤ 宿舎などへの不審な人物や車両などの出入りがないかを確認する

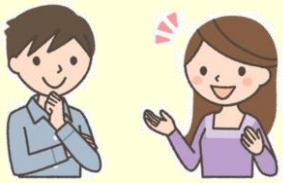

また、実習生本人には**失踪そのものがハイリスク**であることを伝えることも、失踪防止に役立つかと思います。**いくつか代表的な例**を挙げておきますので、**受入企業の皆様からも指導**をお願いいたします。

① 失踪して**別の仕事についても低賃金・賃金不払い**等となる危険が高く、悪質なブローカーが介在し生活費用等で借金が大きくなり、帰国が困難となることが多い
② **家族やお世話になった周囲の人に多大な迷惑をかける**ことになる
③ 失踪後、技能実習先以外の場所で働くことは**資格外活動となり、退去強制の対象となり**懲役・禁錮・罰金に処せられることがある
④**けがや病気をしても、保険を使うことが出来ず、高い治療費を払う**ことになる
⑤**犯罪に巻き込まれる危険が高まる**

実習生の言動や行動から、いつもと違うものを感じるなど不審、不安な状況がございましたら、組合にご一報いただければと思います。

▸ 第 26 回 外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール

自分の気持ちを文章に表し、**日本語能力を発揮できる機会**となりますので、実習生の皆さんの応募を期待しています。

応募資格　募集期間内に、日本に在留する外国人技能実習生又は研修生であること
募集期間　**2018 年 4 月 2 日（月）～2018 年 5 月 11 日（金）必着**
応募形式　**テーマは自由**　A4 サイズの 400 字詰め原稿用紙 3 枚で文字数 1,200 字以内（本文）

お問合せ、お申し込みについては組合にご連絡ください。

▸ 技能実習事業に関するニュース

「除染、趣旨にそぐわず」技能実習生従事で政府（産経ニュースより）

外国人技能実習生として来日したベトナム人男性が、福島県内の除染作業に従事していた問題で、政府は「技能実習制度の趣旨にそぐわない」との答弁書を閣議決定した。

法相も会見で「実習内容として除染作業は一律に認めない。類似事案があるかも含めて実態調査したい」と述べた。「今後、除染作業を行う旨の計画認定申請があった場合、基準に適合しないと判断する」とも言及した。

在留外国人 256 万人で 3 年連続最多更新、ベトナム 31%増＝法務省　（ロイターより）

法務省によると、2017 年末時点の在留外国人数は 256 万 1848 人で、前年比 7.5%増加し、3 年連続で過去最高を更新した。国籍別では中国が最多で 73 万 890 人（前年比 5.1%増）、次いで韓国、ベトナム、フィリピンとなっている。増加率が最も高いのはベトナムの同 31.2%増。

過去 3 年、技能実習や留学などでベトナム側の需要が増えていることが背景という。全体でも留学や技能実習などの資格で在留する人が増え、**技能実習は 20%増となった。**

一方、2017 年の入管法違反事件に関する統計によると、出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続きをとられた外国人のうち、技能実習が 3146 人だった。